

「労働基準監督署の最新送検動向」 ～改正労働基準法 36 条 6 項違反での全国初送検事例 & 労働者派遣法 45 条（労働安全衛生法の特例）による送検事例～

主催（一社）大田労働基準協会（幹事）（一社）三田労働基準協会（一社）品川労働基準協会 渋谷労働基準協会
（一社）新宿労働基準協会（一社）池袋労働基準協会

労働基準法や労働安全衛生法を遵守してもらうための仕組みとして、行政監督制度と罰則（刑罰）があります。

今回は、罰則を発動する送検についての最新の動向を労働基準法違反の事例と労働安全衛生法違反の事例について解説します。

まず、労基法違反では、働き方改革関連法（改正労基法）において最も注目された労基法 36 条 6 項違反（罰則付き時間外労働の上限規制違反）について、全国初の送検事例ができましたので、その解説を行います。

また、安衛法違反では、昨今多くみられる労働者派遣法 45 条による元請への責任追及について解説します。ぜひご参加ください。

1、日時 2022 年 2 月 2 日（水曜日）13 時 30 分～16 時 30 分（受付 13 時 15 分～）

2、講師 森井 博子 氏（元労働基準監督署長 特定社会保険労務士）

3、内容 ・労働基準法&労働安全衛生法の遵守のための仕組み
行政監督制度&罰則（刑罰）

- ・送検の流れ
- ・労働基準法&労働安全衛生法の罰条と両罰規定
- ・送検の分岐点
- ・改正労基法 36 条 6 項違反での全国初の送検
- ・事故発生時の労基署の対応
- ・労働者派遣法 45 条による送検事例



4、定員 60 名（先着順）

5、会場 六郷地域力推進センター 六郷集会室（裏面案内図参照）

6、受講料 会員 4,000 円（消費税込） それ以外の方 6,000 円（消費税込）

7、申込み方法 ①裏面申込書に必要事項を記入し大田労働基準協会あてに FAX して下さい
（FAX 03-3738-0128）

②受講可能な場合は、受講票を申込担当者あて FAX 返信します
（申込書に必ず FAX 番号をご記入して下さい）。

③受講者は研修当日受講票をご提示下さい。

お申し込み後の取り消しは 1 月 26 日（水）までをお願いいたします。

- | | | | |
|--------------------------------------|-----------------|--------|--------------|
| ・銀行名 | 三菱UFJ銀行 田町支店 | ・口座番号 | 普通預金 0397963 |
| ・口座名義 | 一般社団法人 三田労働基準協会 | ・名義人住所 | 東京都港区芝 4-4-5 |
| ・振込人名の前に、講習会の月日を記入下さい（例 0220 〇〇カイヤ等） | | | |

③受講の取消 2 月 13 日（木）までの取消しは受講料を全額返還いたします（振込手数料はご負担願います）。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おき下さい。

④受講者は、Fax された受講票を当日持参し受付にご提出下さい。

8 問合せ （一社）三田労働基準協会 港区芝 4-4-5 電話：03-3451-0901

受付日		受講番号	
-----	--	------	--

**「労働基準監督署の最新送検動向」
Fax 申込書 兼 受講票**

● 実施日： 2022年2月2日(水) ●

13:30~16:30 開場・受付 13:15~

申込 Fax 送付先 (一社) 三田労働基準協会事務局 あて

Fax. 03-3451-7692

いずれか、○をお付け下さい	・三田会員 ・新宿会員	・大田会員 ・池袋会員	・品川会員 ・渋谷会員 ・会員以外
事業所名			
所在地			
電話		Fax (返信用)	
申込担当者 職・氏名			
受講者氏名			

注：① 個人情報は本講習会以外の目的に利用することはありません。

② Fax 返信された本票を受講票として当日持参し、受付にご提出下さい。

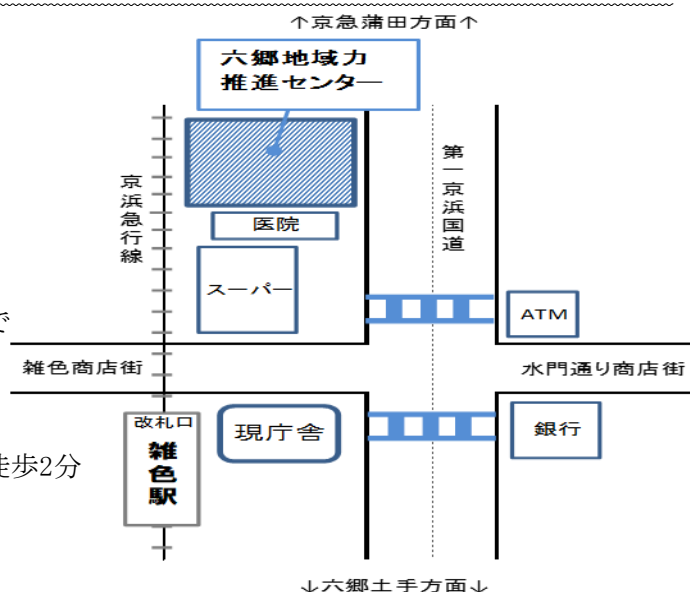
③ 2名以上申し込みの場合は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

※六郷地域力推進センター

5第一集会室・第二集会室

交通アクセス

- ・京浜急行線雑色駅下車徒歩約2分
- ・JR京浜東北線蒲田駅東口から京急バス羽田車庫行（六郷神社、六郷橋経由）で雑色駅前通りバス停下車徒歩3分
- ・JR京浜東北線蒲田駅東口から京急バス六郷神社行で雑色駅前通りバス停下車徒歩2分



本講座についての問い合わせは、

(一社) 三田労働基準協会 電話03-3451-0901